

気象庁から日本放送協会への広報資料としての火山監視カメラ映像の効率的な提供のための回線接続に関する協定

気象庁（以下「甲」という。）と日本放送協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、甲が保有する火山監視カメラ映像（以下「映像」という。）を、広報資料として乙に提供する手段のひとつとしての回線接続について、協定するものである。回線を用いた提供により、甲乙の作業負担を軽減するとともに、映像の円滑な提供により、迅速な国や地域の防災対応及び住民の危険回避行動に資する。

2 回線接続は、甲による火山業務の実施に支障をきたすものであってはならない。

第2章 回線接続

（対象とする映像）

第2条 回線接続の対象とする映像については、細目協定にて定める。

（映像の提供）

第3条 乙は、甲が広報資料としての提供を認めた映像に限り、放送等に用いることができるものとする。また、放送等に用いる場合は出典を明示するものとする。

第4条 乙は、放送等のため映像の提供を受けたい場合は、その都度、甲に依頼しなければならない。

第3章 装置等

（費用負担）

第5条 回線接続のために必要な装置に係る費用や回線使用料等については乙の負担とすることを基本とするが、電力等の維持管理費等の負担については甲乙協議のうえ定める。

2 費用負担の具体については、前項を踏まえ細目協定にて定める。

第6条 乙は、この協定及びこの協定に基づく細目協定の実施のために必要な装置を設置する場合には、設置先の施設の使用許可等必要な手続きを行うものとする。

第4章 細目協定

(細目協定に含める事項等)

第7条 細目協定は、第2条及び第5条に係る事項のほか、次の事項を含めるものとする。

- (1) 第3条及び第4条に係る甲乙の連絡窓口
- (2) 第3条に係る出典の表記
- (3) その他、この協定の実施に関し必要な細目的事項

第8条 細目協定は、甲側としては気象庁本庁、管区气象台又は沖縄气象台、乙側としては日本放送協会又は各地放送局との間で締結するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成23年1月31日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲または乙から申し出のないときには、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(疑義の解決等)

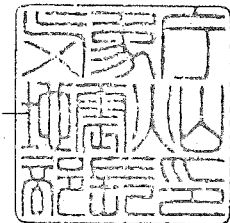
第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第5章 その他

第11条 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し各自1通を保管する。

平成23年1月31日

甲 気象庁地震火山部長 宇平 幸



乙 日本放送協会報道局長 冷水 仁彦

